

沖縄労働局発表
平成30年1月31日

担 当	沖縄労働局労働基準部
	監督課長 佐和田 正二
	監察監督官 南 隆功
電話：098-868-4303	

建設現場の79.1%に労働安全衛生法違反

～「平成29年度沖縄労働局建設業年末一斉監督月間」実施結果～

沖縄労働局（局長 まつとり こうじ 待鳥 浩二）は、管内の5つの労働基準監督署において、昨年12月に実施した「建設業年末一斉監督月間」における、建設工事現場に対する監督指導結果を取りまとめた。監督指導を実施した建設工事現場の **79.1%**（68現場）に足場の手すり及び開口部の墜落防止措置等の労働安全衛生法違反があり、うち **32現場** に対しては死亡災害等の重篤な労働災害の危険性が高いことから使用停止等命令の行政処分を行った。

1. 監督指導の結果（詳細は別紙参照）

- 管下労働基準監督署（那覇、沖縄、名護、宮古、八重山）が監督指導を実施した建設工事現場数は **86現場**。発注機関別では民間工事現場 69現場、公共工事現場 17現場である。
- 86現場のうち、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に関する違反が認められたものは、**68現場**で違反率は **79.1%**。（平成28度同月間での違反率は92.2%）
- 発注機関別の違反率は、民間工事現場が87.0%、公共工事現場が47.1%であった。
- 安衛法違反が認められた **68現場** に対しては、**是正勧告（違反事項を是正する旨の指導）**を行った。このうち死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反のあった **32現場** に対して、**当該違反が是正されるまで、使用停止、立入禁止及び変更命令（使用停止等命令）の行政処分**を行った。
- 使用停止等命令の内訳は以下のとおりであった。
 - ① 足場の手すりの設置等の墜落防止措置に関する違反 **18現場**
 - ② 躯体（建物）の開口部等に対する墜落防止措置違反 **14現場**
 - ③ 丸のこ盤（携帯用丸のこ盤を含む）の安全カバーの不備違反 **6現場**

2. 今後の対応

- 沖縄労働局においては、建設業における労働災害防止を図るため、今後とも管内の労働基準監督署において、建設現場における災害防止、安全管理の徹底について監督指導等を行っていくこととする。

● 工事別違反率(表1)

		監督実施現場数	違反現場数	違反率(%)	使用停止等命令 交付現場数
建築土木現場	民間	67	59	88.1%	29
	公共	17	8	47.1%	2
	小計	84	67	79.8%	31
その他 (設備工事等)	民間	2	1	50.0%	1
	公共			0.0%	
	小計	2	1	50.0%	1
合計		86	68	79.1%	32
発注者別	民間	69	60	87.0%	30
	公共	17	8	47.1%	2
合計		86	68	79.1%	32

※ 工事現場単位の集計

● 主な違反状況(違反を指摘した件数)(表2)

		元 請	下 請
足場の手すりの設置等の墜落防止措置 に関する違反	(安衛則第563条) (安衛則第655条)	24	36
躯体(建物)の開口部に対する墜落防止 措置違反	(安衛則第519条) (安衛則第653条)	14	17
丸のこ盤の歯の接触予防装置の不備(安 全カバー)	(安衛則第123条)	0	6

※ 下請事業場を含む違反事業場数

● 工事別違反率(表1)

		監督実施現場数	違反現場数	違反率(%)	使用停止等命令 交付現場数
建築(土木も含む)	民間	49	44	89.8%	21
	公共	15	15	100.0%	8
	小計	64	59	91.7%	28
その他	民間			0.0%	
	公共			0.0%	
	小計			0.0%	
合計		64	59	92.2%	29
発注者別	民間	49	44	89.8%	21
	公共	15	15	100.0%	8
合計		64	59	92.2%	29